

令和4年第1回三鷹市議会臨時会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容
1	三鷹市市税条例の一部を改正する条例 1 固定資産税・都市計画税関係 (1) 固定資産税等（土地）の負担調整措置 ア 土地に係る固定資産税の負担調整措置 令和4年度限りの措置として、負担水準が60%未満の商業地等の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行：5%）を加算した額とすることとした。 イ 土地に係る都市計画税の負担調整措置 固定資産税と同様の措置を講ずることとした。 (2) 固定資産課税台帳記載事項の閲覧・証明書の交付に関するDV被害者等に対する支援措置を講ずることとした。 2 その他規定を整備することとした。 3 施行期日 令和4年4月1日
2	令和3年度三鷹市一般会計補正予算（第15号）